

平成 28 年第 5 回玉城町議会定例会会議録（第 4 号）

招集年月日 平成 28 年 12 月 7 日（水）  
招集の場所 玉城町議会本会議場  
開 議 平成 28 年 12 月 15 日（木）（午前 9 時 00 分）  
出席議員 1 番 中村 長男 2 番 山口 和宏 3 番 竹内 正毅  
4 番 中西 友子 5 番 前川さおり 6 番 小林 豊  
7 番 井上 容子 8 番 北川 雅紀 9 番 北 守  
10 番 坪井 信義 11 番 中瀬 信之 12 番 風口 尚  
13 番 奥川 直人

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一 副町長 小林 一雄 教育長 田間 宏紀  
会計管理者 前田 浩三 総合戦略課長 林 裕紀 総務課長 中村 元紀  
税務住民課長 北岡 明 生活福祉課長 西野 公啓 産業振興課長 中世古憲司  
建設課長 東 博明 教育事務局長 中西 元 上下水道課長 中西 豊  
病院老健事務局長 田村 優 老健施設所長 藤川 健 総務課長補佐 里中 和樹  
生活福祉課長補佐 見並 智俊 監査委員 中村 功

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同書記 宮本 尚美 同書記 田中 孝佳吉

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 74 号 玉城町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する  
条例の制定について（討論・採決）
- 第 3 議案第 75 号 玉城町行政不服審査会条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 4 議案第 76 号 玉城町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正につ  
いて（討論・採決）
- 第 5 議案第 77 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一  
部改正について（討論・採決）
- 第 6 議案第 78 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について（討論・採  
決）
- 第 7 議案第 79 号 町税条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 8 議案第 80 号 玉城町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正につ  
いて（討論・採決）
- 第 9 議案第 81 号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改  
正について（討論・採決）

- 第10 議案第82号 町道の認定について（討論・採決）
- 第11 議案第83号 三重縣市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重縣市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について（討論・採決）
- 第12 議案第84号 平成28年度玉城町一般会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 第13 議案第85号 平成28年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 第14 議案第86号 平成28年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 第15 議案第87号 平成28年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 第16 議案第88号 平成28年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 第17 議案第89号 平成28年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）（討論・採決）
- 第18 議案第90号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて（追加議案）
- 第19 発議第9号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について（追加議案）
- 第20 発議第10号 閉会中の継続審査の申し出について（追加議案）

## 開議の宣告

○議長（中瀬 信之） ただいまの出席議員数は、13名で定足数に達しております。

よって、平成28年第5回玉城町議会定例会第4日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

## ○会議録署名議員の指名

○議長（中瀬 信之） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は 会議規則第127条の規定により議長において

7番 井上 容子 君

8番 北川 雅紀 君

の2名を指名します。

## 議案の討論・採決

○議長（中瀬 信之） 次に、日程第2 議案第74号 玉城町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、ないし日程第11 議案第83号 三重縣市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重縣市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを一括議題にします。

ただいま、一括議題となりました各議案につきましては、総務産業常任委員会及び教育民生常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

はじめに、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会 委員長 北川雅紀君

○総務産業常任委員会委員長（北川 雅紀）議長から 総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま、議題となっております各議案の審査結果をご報告します。

去る12月9日の本会議において本委員会に付託されました、議案第74号 玉城町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、以下9件の審査を12月12日、午前9時00分から第1委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに関係職員の出席のもと、7名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして審査結果の報告をします。

まず、議案第74号 玉城町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、当局から「これは農業委員とは別に、新たに農地利用最適化推進委員15名を新設させていただくものです。」

推進委員の担当業務については、「1点目、担当区域におきまして人・農地プランなど、地域の農業者の話合いを推進すること。2点目、農地の出し手、受け手のアプローチを行い、農地利用集積集約を推進すること、3点目に遊休農地の発生防止、解消を推進するといった現場活動を行なう方が中心となります」との追加説明がありました。

委員から「推進委員15人の担当区域は、従来の農業委員の活動区域とほぼ同じと理解していいのか」との質問があり、当局から「基本的には、そういうことになると思います。地区への推薦の調整については、12月22日に関係集落の区長、農事部長に説明会を実施させていただく予定です。」との答弁でした。

質疑を終了し、討論は無く、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 玉城町行政不服審査会条例の一部改正について、委員から「今、この時期になぜ罰則規定を設けるのか。」との質問に対し、当局から「今年の3月に条例を制定し、委員会設置と同時に検察庁との協議を進めてきましたが、この10月に協議が終了したので、今回この一部改正条例を制定しようとするものです。」との答弁でした。

また、委員から「守秘義務に違反するとは具体的な例を挙げて説明願いたい」との質

問に、当局から「地方公務員法に規定されているものであり、プライバシーに関わる個人情報など、職務上知ることができたすべてです。」との答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号 玉城町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正について、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号 町税条例の一部改正について、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号 玉城町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正について、当局から「農業委員会の委員定数を現行 22 名から 14 名に改正する条例を制定しようとするものです」との追加説明があり、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号 町道の認定について、委員から「幅員 4メートル未満の道路について、町道認定をすることはどういうことか」との質問に対し、当局から「幅員 4メートル未満の道路については、町道認定をしたのちに、4メートル以上の幅員に整備していくものです。」

また、委員から「町道認定をしたものの、工事の見込みがない路線についての考え方を聞きたい」との質問に対し、当局から「工事が未着手になっている場合、周辺の状況、原因を究明し、どうしても拡幅が不可能な場合には、町道認定をはずすということも検討していく考えです」との答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 83 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議については、質疑、討論は

なく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

以上、9件 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告とします。

○議長（中瀬 信之）以上で、総務産業常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会 委員長 奥川直人君

○教育民生常任委員会委員長（奥川 直人）議長から、教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま、議題となっております議案の審査結果をご報告します。

去る12月9日の本会議において本委員会に付託されました、議案第81号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、1件の議案の審査を12月12日 午前9時35分から、第1委員会室において、町長、副町長および教育長また関係職員の出席のもと5名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については会議録をご高覧いただくこととし、議案につきまして審査結果の報告をします。

議案第81号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、当局から「現在、玉城病院で徴収しております2人部屋の1床あたり日額1,080円の差額ベット料について、現在の玉城病院の療養病床の設置基準よりも、療養病棟療養環境加算を採用したほうが、病院事業の医療収益が上がり、また、診療報酬で算定させていただいたほうが患者様の負担が少なくなることを考慮しまして、この条例を上程しました。」との追加説明がありました。

委員から「条例の施行日が平成29年1月1日からとなっている。年度替わりではなく、年度途中から施行する理由、また、具体的にどのように状況が変わるのか。」との質問に対し、当局から「東海北陸厚生局に、毎月、届け出があります。それに合わせ、直近の1月1日をもって登録しようと考えております。」

「また、現在、2人部屋のベッドは一室あり、玉城病院の病床利用率は、ほとんど満床で、これに伴う療養病棟療養環境加算を採用した場合と従来の差額ベットの日額を徴収した場合の差額が1日240円となりますので、年間にしますと2床で、17万円ほどの収入の増加となります。」との答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で「原案のとおり可決」されました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査結果報告とします。

○議長（中瀬 信之）以上で、教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、教育民生常任委員会委員長の報告に対する質疑を終了します。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第 74 号 玉城町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから 議案第 74 号 玉城町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 74 号 玉城町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号 玉城町行政不服審査会条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから 議案第 75 号 玉城町行政不服審査会条例の一部改正についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 75 号 玉城町行政不服審査会条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号 玉城町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから 議案第 76 号 玉城町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 76 号 玉城町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 77 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

「挙手多数」です。

したがって、議案第 77 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条

例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから 議案第 78 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 78 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号 町税条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから 議案第 79 号 町税条例の一部改正についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 79 号 町税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号 玉城町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから 議案第 80 号 玉城町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 80 号 玉城町農業委員会の委員の定数に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから 議案第 81 号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 81 号 玉城町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号 町道の認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 82 号 町道の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定する

ことに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 82 号 町道の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 83 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 83 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 83 号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 12 議案第 84 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算(第 3 号)ないし日程第 17 議案第 89 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計補正予算(第 1 号)を一括議題にします。

ただいま、一括議題となりました各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され 審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これから、予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長 山口和宏君

○**予算決算常任委員長(山口 和宏)** 議長から 予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る 12 月 9 日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第 84 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算(第 3 号)について、以下 6 件の議案審査を、12 月 12 日、

午前9時50分から、第1委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに関係職員の出席と議長同席のもと12名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、議案につきまして審査結果の報告をします。

議案第84号 平成28年度玉城町一般会計補正予算（第3号）については、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 平成28年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 平成28年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 平成28年度玉城町水道事業会計補正予算（第1号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号 平成28年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）は、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

最後に、議案第89号 平成28年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告とします。

○議長（中瀬 信之）これで、予算決算常任委員長の報告は、終わりました。

お諮りいたします。

予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、予算決算常任委員長の報告に対する質疑を省略します。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第84号、平成28年度玉城町一般会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第84号 平成28年度玉城町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第84号 平成28年度玉城町一般会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号 平成28年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第85号 平成28年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第85号 平成28年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号 平成28年度 玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 86 号 平成 28 年度 玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 86 号 平成 28 年度 玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号 平成 28 年度 玉城町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 87 号 平成 28 年度 玉城町水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 87 号 平成 28 年度 玉城町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号 平成 28 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 88 号 平成 28 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 88 号 平成 28 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 89 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 89 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、追加議案の審議を行います。

日程第 18 議案第 90 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一） 議案第 90 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員である中山英子委員が、平成 28 年 12 月 19 日をもって任期満了となるため、その後任委員として、玉城町小社曾根 758 番地、奥藤元紀氏を適任と認め、任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、補足説明は省略させていただきます。

○議長（中瀬 信之） 提案理由の説明は終わりました。

これから、提案者に対し、質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

これで、提案者に対する質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

これから、議案第 90 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

起立全員です。

したがって、議案第 90 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

○議長(中瀬 信之) 次に、日程第 19 発議第 9 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題にします。

提出者 坪井 信義君の趣旨説明を求めます。

提出者 坪井 信義君

○提出者(坪井 信義) 議長より趣旨説明をもとめられましたので、ただいま議題となっております、発議第 9 号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」の趣旨説明をさせていただきます。

地方創生がわが国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割はますます重要となっています。

こうした要請に応えるため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より専門的な知識や積極的な活動が求められています。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙では都道府県議会議員選挙の平均投票率が過去最低となったほか、無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっています。

こうした中、選挙権年齢の引き下げに伴い、若者に対して、政治への関心を高めるための啓発活動の充実強化を図るとともに、給与所得者による議員立候補が行なわれやすいように、年金制度を時代に相応しいものとするのが人材確保につながっていくと考えます。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう要望し、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之）以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

お諮りします。

本案に対する質疑、討論は、省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

「異議なし」と認めます。

（「異議なし」の声あり）

したがって、質疑、討論は、省略することに決定しました。

これから、発議第9号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。

したがって、発議第9号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

○議長（中瀬 信之）次に、日程第20 発議第10号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題にします。

議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで、今期定例会に付議されました案件の審査は全部終わりました。

したがって、平成28年第5回 玉城町議会定例会を閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、今期定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、平成28年第5回 玉城町議会定例会を閉会します。

閉会にあたり、町長挨拶をお願いします。

町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）閉会にあたり挨拶申し上げます。本定例会に提案のすべての議案について承認を賜りました。また、会中にはいろいろなご意見をいただいて、今後の町政運営の参考にさせていただきたいと思っています。掲げておりますところの施策のひと

つひとつを前進させていかなきゃならんと思っているわけでございますので、なお一層のご支援ご協力をお願い申し上げて挨拶とさせていただきます。

○議長（中瀬 信之）閉会にあたりまして一言申しあげます。本定例会は去る12月の7日から本日まで9日間の開会でした。本定例会においては一般質問10名の方がされまして、2日間に及ぶということもありました。また多くの議案に対して熱心な審議をいただき本日閉会の運びとなりました。ありがとうございます。

12月も残るところあとわずかとなりました。世間ではインフルエンザとか、いろんな病気がまん延しております。皆様におかれましては新しい年を元気に迎えられることをご祈念申し上げまして、定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

（午前9時42分 閉会）